

令和2年11月30日

令和2年11月30日

令和2年第11回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第121号

令和2年第11回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月17日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和2年11月30日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

議案第86号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第87号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第88号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第7号）

議案第89号 南部町学習用タブレット端末購入に関する契約の締結について

議案第90号 南部町複合施設家具等備品購入に関する契約の締結について

○開会日に応招した議員

塔 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

細 田 元 教君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和2年 第11回（臨時）南部町議会会議録（第1日）

令和2年11月30日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和2年11月30日 午前11時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第86号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第87号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第88号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第89号 南部町学習用タブレット端末購入に関する契約の締結について
- 日程第8 議案第90号 南部町複合施設家具等備品購入に関する契約の締結について
（追加議案）
- 日程第9 発議案第13号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第86号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第87号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第88号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第89号 南部町学習用タブレット端末購入に関する契約の締結について
- 日程第8 議案第90号 南部町複合施設家具等備品購入に関する契約の締結について
（追加議案）

日程第 9 発議案第13号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

出席議員（14名）

1 番	埴 田 光 雄君	2 番	加 藤 学君
3 番	荊 尾 芳 之君	4 番	滝 山 克 己君
5 番	米 澤 睦 雄君	6 番	長 束 博 信君
7 番	白 川 立 真君	8 番	三 嶋 義 文君
9 番	仲 田 司 朗君	10番	板 井 隆君
11番	細 田 元 教君	12番	亀 尾 共 三君
13番	真 壁 容 子君	14番	景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 藤 原 幸君 書記 ----- 杉 谷 元 宏君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 陶 山 清 孝君 副町長 ----- 土 江 一 史君
教育長 ----- 福 田 範 史君 総務課長 ----- 大 塚 壮君
総務課課長補佐 ----- 加 納 諭 史君 教育次長 ----- 安 達 嘉 也君
人権・社会教育課長 --- 岩 田 典 弘君

午前 1 1 時 0 0 分開会

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は 1 4 人です。地方自治法第 1 1 3 条の規定による定足数に達しておりますので、令和 2 年第 1 1 回南部町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

13番、真壁容子君、1番、埴田光雄君。

日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第86号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第86号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案1ページになります。議案第86号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは本年の人事院勧告の内容に準じて職員の期末手当の率を改正するものでございます。また、条例の適用条項を法律に合わせるよう改正するものでございます。

期末手当の支給率の改正についてですが、今年度につきましては12月に0.05月引き下げ、来年度からは6月と12月にそれぞれ現行より0.025月引き下げるものでございます。

この条例の施行は、第1条が公布の日から、第2条は令和3年4月1日からとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対して質疑はありませんか。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。今回この改定ですけれども、一般職員が対象になっておりますけれども、会計年度任用職員はどういう扱いになるのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 失礼します。総務課長です。今回の改定につきまして、会計年度任用職員につきましては、今回は改定ございません。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。会計年度職員の場合は一般職に準用するという規定になっているのではないかと思います、その場合、適用はいつからになるのでしょうか。

それと、続けて質問します。一般職の場合は期末手当とは別に勤勉手当がありますが、会計年度職員の場合は勤勉手当がありません。期末手当だけになるというふうに考えてます。この場合、一般職と会計年度職員を比べた場合、一般職の場合は期末手当だけが0.05減になりますが、しかし、勤勉手当のほうはなりません。この場合、会計年度職員のほうの手当のほうが逆にトータルで見た場合減るのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。会計年度任用職員につきましても、この給与の条例を準用するということになっておりますが、期末手当の支給につきましては、一般職の基準日につきましては12月1日を基準日としております。逆に会計年度任用職員につきましては11月1日が基準日になっておりますので、そこは分けております。条例上分けていますので、それを適用しますと今回の改正には当たらないということになります。

重ねて、来年度の話になりますね。会計年度任用職員のこの期末手当につきましては、来年度につきましては0.05月の年間トータルの期末手当の減額ということに、一般職員と一緒に、支給率ということになります。それで、加藤議員言われるとおり、期末手当のみを今回対象にしておりますので、会計年度任用職員については勤勉手当がございませんので、その分だけを来年度は0.05月落とすということでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの加藤議員の質疑の中で、会計年度任用職員については

期末手当のみでそれが0.05か月分減ると。ただし、一般職の条例を準用するので来年度からは適用になりますよということになります。

そこで町長にお聞きします。町長、うちの町は会計年度任用職員の期末手当等についても一般職に準用するというふうに条例に書いてあるわけですね。だから数字は載っていません。他町なんかでは数字を別に改めてしてるところもあるんですけども、今回の、あまりないことですね。下げてくるという、期末手当が下げてくるというのはいんですけれども、たった一回きりかといえ、今回充当させないということを私はいいことだと思ってるんです、1年ですけんね。ところが、来年度になれば、私たちが指摘している会計年度任用職員と一般職の差というのは開くことになるわけですよ。そういうことになりますよね。片や期末手当しかないところが0.05か月分減ると、期末・勤勉手当出るとこの0.05か月減るとでは、全体から見たら、会計年度任用職員のほうが全体の給与から見たら減る額というのは増えてくるわけですよ。

町長の考え聞きたいのは、この際、会計年度任用職員の条例にもう一般職の準用というのをやめて、期末・勤勉手当を現行のままいくというふうな条例にすべきではないかと思うんですが、町長のお考え聞きたいと思います。どうですか、町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これは人事院勧告に基づいて民間給与との差を調整するものでございますので、全ての公務職場の職員に該当するものだという具合に考えています。したがって、いろいろな問題点はあるということは重々承知しておりますが、上がるときも下がる時も人事院勧告に準拠したいと、このように思ってます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 真壁です。今回の町職員の給与に関する条例の一部改正について反対をいたします。理由は先ほど言った町長の答弁です。

私たちは今回、この11月30日には、コロナの影響で、人事院勧告でそれぞれの特別職や議員も含めて検討しているということについては、特に南部町で見た場合、コロナの影響は少ないとはいえ、いろんな影響あるわけです。その中で公務員の給与やなくて、特に給与に直接影響あ

るのではなくて、基本給ではなくて期末手当の0.05か月というのはさもありなんというふう
に私たちは考えております。

ところが、一方で会計年度任用職員についても、他町が会計年度任用職員も今回適用させてい
るところから比べたら、南部町の今回適用させないということについても、私はそれのほうがいい
というふうにも評価してるところです。ただ、これを公務員の一般職に準用させて来年から0.
05か月分少なくなるということになれば、私たちは会計年度任用職員の制度ができたときにこ
の格差是正を求めているわけです。一般職、公務員の中でこういうやり方がいいのかという点か
ら見たら、どう考えてもこれ結果として広がることになるわけですよね。

そういう意味でいえば、人事院勧告に従うという気持ちも分かんことはありませんが、本来
この中で出てくる会計年度任用職員というのは、ちまたの、この辺での近隣の民間と比べて決し
て高いという給料ではありません。そういうことを考えたとき、私は町単独でも条例を改正し
て期末手当については現行どおりいくと、0.05か月分減らさないというふうにするべきではな
いかと思っています。その立場から反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。この原案については賛成の討論させていた
だきます。

何だかんだ言ったってやっぱり私たちは法令に基づいてやっておりますし、人事院勧告の、町
長の答弁どおり、人事院勧告は受けたからにはそのようにしてもらわんと、あとの財源はどうす
るかということもあります。

また、今回の議案は一般職のみで、会計年度職員の話はまだ、町長は方針を出されましたけど
もまだ議案に出ておりません。ということで、今回のこれについては賛成いたします。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第86号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたしま
す。

議案第86号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 87 号

○議長（景山 浩君） 日程第 5、議案第 87 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案 3 ページになります。議案第 87 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは常勤特別職の期末手当につきまして、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて条例改正を行うものでございます。

改正の内容は、期末手当の支給率について今年度につきましては 12 月に 0.05 月を引き下げ、来年度からは 6 月と 12 月にそれぞれ現行よりも 0.025 月引き下げるものでございます。

この条例の施行日は、第 1 条が公布の日から、第 2 条は令和 3 年 4 月 1 日からとしております。

以上、よろしく御審議お願いします。

○議長（景山 浩君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 87 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 87 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第88号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第88号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そういたしますと、補正予算書で御説明をいたします。1ページ目です。

議案第88号

令和2年度南部町一般会計補正予算（第7号）

令和2年度南部町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,652千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,099,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日

提出 南部町長 陶山 清孝

令和2年11月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

そういたしますと、説明をしてまいります。このたびの補正につきましては、国の人事院勧告を受けまして、国同様に本町の特別職及び一般職の期末手当を0.05月減額するものでございます。また、再任用の職員及び会計年度任用職員については、このたびの改正はございません。併せて、これまでの職員の異動や育児休業に伴うものなど、今回調整をしています。

歳出から御説明をいたします。5ページを御覧ください。中ほどです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。376万9,000円を減額し、3億4,295万8,000円とするものでございます。以下、各費目でも同様でございます。人件費に関わる補正ですのでお読み取りをいただきたいと思います。

10ページを御覧ください。特別職の給与費明細書でございます。中ほど、期末手当・年間支

給率の比較を御覧ください。0.05月分減じ、12万4,000円の減額となります。共済費につきましては、4万2,000円の増となります。合計で言いますと、8万2,000円の減額となります。

次に、11ページでございます。一般職の給与費明細書でございます。1、総括です。給与費は、給料が465万6,000円減額、職員手当を396万8,000円減額します。合計862万4,000円となります。共済費につきましては153万4,000円の減額。給与費と共済費の合計は、1,015万8,000円となります。

次に、13ページをお願いします。（2）です。給料及び職員手当の増減額の明細でございます。今回の人事院勧告による影響額につきましては、下段の職員手当の1.制度改正に伴う増減分190万7,000円となります。その他の表についてはお読み取りいただきたいと思います。

次に、歳入です。4ページを御覧ください。歳入でございますが、歳出側の人件費の減額に対する調整でございます。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。1,065万2,000円減額し、6,167万円となります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第88号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

議案第88号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第89号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第89号、南部町学習用タブレット端末購入に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書は6ページになります。議案第89号、南部町学習用タブレット端末購入に関する契約の締結についてです。

南部町学習用タブレット端末購入に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、南部町学習用タブレット端末購入。契約の方法は、随意契約でございます。随意契約に当たってはプロポーザルを実施して業者を決めております。契約の金額は、3,485万5,843円。契約の相手方は、米子市にございます株式会社ケーオウエイでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第89号、南部町学習用タブレット端末購入に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第89号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第90号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第90号、南部町複合施設家具等備品購入に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書 7 ページでございます。議案第 90 号、南部町複合施設家具等備品購入に関する契約の締結についてです。

南部町複合施設家具等備品購入に関する契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、南部町複合施設家具等備品購入。契約の方法は、一般競争入札。契約の金額は、5,489 万円。契約の相手方は、米子市にございます新設家具工業有限会社。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 90 号、南部町複合施設家具等備品購入に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第 90 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 発議案第 13 号

○議長（景山 浩君） 日程第 9、発議案第 13 号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員長、三鴨義文君から趣旨説明を求めます。

三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員長、三鴨義文でございます。発議案について説明、提案させていただきます。

発議案第 13 号

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

条例（案）でございます。

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例（案）

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 16 年南部町条例第 40 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 16 年南部町条例第
40 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 2 条 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正す
る。

第 5 条中「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行す
る。

提案理由でございますが、本条例の一部改正の提案理由として、本町の議員報酬につきまして
は、鳥取県西部地区特別職報酬等審議会において、町村長の給料、町村議会議員の報酬について
の答申がなされており、「人事院勧告に基づく適正な改定は、特別職給料・報酬においても一般
職員給与との均衡を図る必要がある」というものでありました。

このことから、これまでも人事院勧告に準じて近隣他市町村の状況も勘案し、本条例を改正し

てきた経過があり、本年も令和２年の人事院勧告に基づき、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行され、本日、議案第８７号で南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを可決いたしましたので、それに準じて議員発議により追加議案として本条例の一部改正を提案するものであります。

なお、施行期日は公布の日からとしておりますが、第２条の規定は令和４年４月１日からの施行としておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 三鴨委員長……。

休憩します。

午前１１時２９分休憩

午前１１時２９分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

三鴨委員長。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 先ほどの提案理由の中で施行月日を「令和４年４月１日」と申し上げましたが、「令和３年４月１日」の誤りですので訂正をお願いします。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第１３号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いた

しました。

よって、第11回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和2年第11回南部町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時31分閉会
